

青森県医療的ケア児等

圏域アドバイザーをご活用ください

県では、青森県医療的ケア児等圏域アドバイザーを5名配置しました。

各地域の医療的ケア児支援の相談・助言を希望する場合、圏域アドバイザーを派遣します。ぜひ、ご活用ください。

Q 青森県医療的ケア児等圏域アドバイザーとは？

A 圏域アドバイザーは県が県内各圏域に配置するもので、主に2つの役割を担います。また、青森県小児在宅支援センターに寄せられた相談のうち、圏域アドバイザーの関与が必要な相談は、センターと圏域アドバイザーが連携しながら、対応します。

アドバイザーとしての役割

- ・ 医療的ケア児等コーディネーターや相談支援専門員等の支援・助言
- ・ 圏域協議会運営の助言 など

コンサルタントとしての役割

- ・ 小児在宅支援センターと協働による地域支援、地域診断
- ・ 社会資源の開発 など

配置状況



青森圏域	西北五圏域	成田 豊	(有)大裕 相談支援事業所ホットミルク 【管理者・主任相談支援専門員】
津軽圏域		蝦名 美穂	(福)七峰会 七峰会総合福祉相談支援センタービリーブ【管理者・主任相談支援専門員】
八戸圏域		清水 博己	(特非)夢 ポンテ【主任相談支援専門員】
上十三圏域		岡部 裕美子	(福)楽晴会 療育・障害者相談センターボイス【主任相談支援専門員】
下北圏域		野口 真紀子	(福)みちのく福祉会 相談支援事業所ぱれっと【相談支援専門員・課長】

Q どんな相談に対応するの？

A 医療的ケア児等コーディネーターや市町村等関係機関からの以下のような相談に対応します。

コーディネーター等から

- ・ 「在宅移行支援」、「就学支援」等医療的ケア児支援に係るケースの進め方を一緒に考えたい
- ・ 保育園入所前のカンファレンスやケース会議に同席してほしい
- ・ 支援者会議の開き方を教えてほしい
- ・ 災害支援の内容を整理したい など

市町村等から

- ・ 市町村や圏域協議会の課題を整理したい
- ・ 勉強会を開きたい
- ・ 協議会の進め方について相談したい
- ・ ケース会議に参加して欲しい など

Q 相談の流れは？

A 以下の流れにより対応します。

- ① 相談を希望する市町村や関係機関等は「青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー相談申込書」(裏面)を県へ提出する。
- ② 県は、提出された申込書を審査の上、アドバイザーの対応が適当と判断される場合は、相談日程等について申込者と管轄アドバイザーとの調整を行う。
- ③ 相談日程等を決定したら、県から申請者に対し対応決定及び日程等を連絡する。

お申込みは裏面へ

送信先
青森県健康福祉部障害福祉課社会参加推進グループ
FAX 07-734-8092
Mail iryoteki_careji@pref.aomori.lg.jp

(様式1)

年 月 日

青森県健康福祉部障害福祉課長 殿

名 称
代表者職氏名

青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー相談申込書

青森県医療的ケア児等圏域アドバイザーへの相談を下記のとおり申し込みます。

1 申込者

所属	
所在地	〒
電話	
FAX	
E-Mail	
役職・氏名	

2 相談内容

相談内容	
対応希望日	
対応希望時間	
対応方法	<input type="checkbox"/> 現地対応 (訪問先所在地) <input type="checkbox"/> オンライン